身近な人権のこと

**子どもは「権利の主体」です**

# 子どもの人権のこと

## 子どもの権利とは

　人が人として生きる権利は、すべての人が持っています。大人でも子どもでもその重みは変わるものではありません。どの時代においても、子どもは社会の宝であるとして大切にされてきましたが、一方で、「まだ子どもだから」と言って子どものことを勝手に決めてしまうこともよくありました。しかし、子どもは「守られるべき存在」であると同時に「権利の主体」でもあるのです。にもかかわらず、子どもに対する虐待の増加、いじめ、体罰、自殺、不登校の課題や学校における暴力行為など、子どもを取り巻く環境はますます深刻になってきています。

　大人もかつては子どもでした。その頃のことを忘れずに、子どもの思いを理解し、そして尊重しながら、子どもにとって最もよいことは何かを第一に考えて行動していくことが何よりも必要です。

## 子どもを権利の主体とするために

　国連は、昭和34（1959）年に「児童の権利宣言」を採択し、20周年となる昭和54（1979）年を「国際児童年」とするなど、取組を進めてきました。そして、30周年となる平成元（1989）年に、子どもを権利行使の主体と明確に位置付けた「児童の権利に関する条約」（子どもの権利条約）を採択しました。この条約は、18歳未満のすべての子どもを対象とし、子どもの人権の尊重及び確保の観点から必要となる事項を詳細かつ具体的に定めています。

　平成28（2016）年６月に公布された改正児童福祉法では、児童は適切な養育を受け健やかな成長・発達や自立が図られること等を保障される権利を有することを第１条に位置付け、その上で、国民、保護者、国・地方公共団体が、それぞれこれを支える形で児童の福祉が保障される旨が明確化されました。

　また、令和４（2022）年６月に公布された改正児童福祉法において、児童相談所が関わる児童について、意見聴取等を行うこととし、意見表明等を支援するための事業が法に位置づけられました。

　なお、令和４（2022）年６月に成立し、令和５（2023）年４月に施行されたこども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども政策を総合的に推進することを目的としています。同法では、こども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定やこども等の意見の反映などについて定めています。

## 子どもに関する条例や計画

　児童虐待やいじめ、非行など子どもの尊厳を傷付け、健やかな成長を阻害する事象が相次ぐ中、平成19（2007）年４月に「大阪府子ども条例」を施行しました。この条例では、子どもの尊厳を守り健やかな成長を支えるため、社会全体で認識を共有するための基本理念や大阪府、保護者、学校などの責務を明らかにし、府の子どもに関する施策を総合的かつ計画的に推進することにしています。

　また、令和２（2020）年３月に策定をした「大阪府子ども総合計画後期計画」により、「次代を担う子ども・青少年がひとりの人間として尊重され、創造性に富み、豊かな夢をはぐくむことができる大阪」の実現に向けて、総合的かつ計画的に施策を推進します。

## 子どもを虐待から守るために

　平成12（2000）年に、社会的に弱い立場にある子どもへの虐待を防止するため、「児童虐待の防止等に関する法律」が施行されました。平成16（2004）年10月の改正では、児童虐待が「著しい人権侵害」であると明記され、「DVの目撃による子どもへの心理的虐待」や「保護者以外の同居人による虐待（ネグレクト）」も定義に加えられるとともに、「予防及び早期発見」、「児童の保護及び自立支援」など、国や自治体の責務がより詳しく定められ、さらに平成19（2007）年５月の改正では、児童の安全確認等のための立入調査等の強化、保護者に対する面会、通信等の制限の強化を図るための見直しが行われました。

　また、平成28（2016）年６月の改正では、しつけを名目とした児童虐待の防止が明記されるとともに、都道府県・市町村のそれぞれの役割・責務の明確化がなされ、令和元（2019）年６月に公布された「児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律」では、児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、体罰を加えることその他民法の規定による監護及び教育に必要な範囲を超える行為により当該児童を懲戒してはならない旨が明記されるとともに、強化を図るべき関係機関間の連携の例示や、児童虐待の早期発見の努力義務の対象者として、学校や教育委員会が明示されました。

　大阪府においても、平成23（2011）年２月に「大阪府子どもを虐待から守る条例」を施行しました。この条例は、子どもを虐待から守ることに関する施策を推進し、子どもの人権が尊重され、かつ、子どもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、府民全体で虐待から子どもを守るための取組のあり方などを定めています。

　また、深刻な状況にある児童虐待問題に対応するため、子ども家庭センターの体制・機能強化、市町村児童家庭相談体制の充実に向けた支援や地域の連携強化の推進、虐待を発見した場合等の通告の促進やオレンジリボン・児童虐待防止推進キャンペーンなどの啓発活動等を行っています。

　加えて、令和元（2019）年８月には、知事を座長とした「大阪児童虐待防止推進会議」を開催し、重大な児童虐待ゼロ宣言を採択するとともに、児童虐待事案の未然防止・早期発見・早期対応について、オール大阪でより一層取り組んでいます。

　社会構造やライフスタイルの変化により、子どもを取り巻く状況が大きく変化している中、保護者が養育することができない子どもや、虐待を受けた経験のある子どもなどが増加しており、公的責任で社会的に保護・養育するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことが求められています。

　平成28（2016）年の改正児童福祉法により子どもが権利の主体であることが明確化されたことを踏まえ、大阪府では、子どもの権利擁護と次世代の育成の観点から、子どもが生まれ育った環境にかかわらず健全に成長できるよう、令和２（2020）年３月に策定した「第三次大阪府社会的養育体制整備計画」において「子どもが意見を表明しやすい環境づくり」と「権利侵害の予防・防止や、苦情解決の仕組み等の構築」を位置付け、関係機関と連携し取り組むこととしています。

**■大阪府における児童虐待対応件数**

**（大阪府子ども家庭センター）**

グラフ, 棒グラフ

AI によって生成されたコンテンツは間違っている可能性があります。

ロゴ, 会社名

AI によって生成されたコンテンツは間違っている可能性があります。

テキスト

AI によって生成されたコンテンツは間違っている可能性があります。

## いじめを防止するために

　平成23（2011）年10月、滋賀県大津市で中学２年生の男子生徒がいじめを苦に自殺するなど、全国でいじめをめぐる問題が深刻化しました。こうした中、いじめの防止等のための対策に関する基本理念を定め、国及び地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針の策定や対策について定めた「いじめ防止対策推進法」が、平成25（2013）年９月に施行されました。

　大阪府では、この法律を受け、平成26（2014）年４月に「大阪府いじめ防止基本方針」を策定しました。この方針は、府、学校の設置者及び学校における取組を明確に整理するとともに、重大事態が発生した場合の対応についても定めた、府としてのいじめの防止のための総合的な方針です。

　この方針に基づき、府内のすべての学校や関係機関をはじめ府民全体で、いじめ問題の克服に向けて取り組んでいます。

　また、この法律に基づき、府立学校、教育委員会、知事部局、大阪府警察本部及び大阪法務局の関係課により構成する「大阪府いじめ問題対策関係機関会議」を設置し、「大阪府いじめ防止基本方針」に基づく取組を効果的かつ円滑に推進していくための情報交換及び連絡調整を行っています。

　携帯電話等を利用したいじめ等について、大阪府では、平成20（2008）年に行った「携帯電話利用に関する実態調査」の結果を踏まえ、「７つの提言」をまとめました。そして、提言を基に、平成21（2009）年に「携帯・ネットいじめ等への対処方法プログラム」を作成するとともに、「大阪の子どもを守るサイバーネットワーク」を運用しています。

　平成23（2011）年には再度「実態調査」を実施し、「家族で話し合いをする基本ルール」を示す等、「新たな７つの提言」をまとめました。平成24（2012）年には、スマートフォンに関わる新たな課題や有効な研修のあり方等をまとめた「対処方法プログラム（追加資料）」を作成し、年度ごとに資料の見直し・修正を行っています。さらに、平成27（2015）年には、携帯電話やスマートフォンの危険性についてまとめた「携帯・ネット上のいじめ等の防止資料」を作成し、小中学校に周知しています。

　また、大阪府教育庁では、登下校中の児童・生徒の安全確保のために携帯電話の所持を一部解除する方針を示し、令和元（2019）年には「小中学校における携帯電話の取扱いに関するガイドライン」を策定しました。本ガイドラインでは、携帯電話の所持に関する保護者の責任とともに、携帯電話との向き合い方について、学校でも積極的に指導していくことを明記し、具体的な指導例を示しています。

　加えて、令和元（2019）年６月には、いじめに対して学校が組織的に対応できるよう「いじめ対応セルフチェックシート」を作成し、日頃よりいじめの早期発見や対処の在り方等について、管理職や教職員の理解が深まるよう活用を促しています。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
|  | R03年度 | R04年度 | R05年度 |
| 小学校 | 45,801 | 55,310 | 57,464 |
| 中学校 | 7,137 | 9,237 | 10,334 |

■学校におけるいじめの府内認知件数（出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | R03年度 | | R04年度 | | R05年度 | |
|  | 府内 | 全国公立 | 府内 | 全国公立 | 府内 | 全国公立 |
| 小学校 | 86.1％ | 80.4％ | 79.9％ | 77.2％ | 81.4％ | 77.7％ |
| 中学校 | 77.1％ | 78.9％ | 76.2％ | 75.9％ | 75.4％ | 75.9％ |

■いじめの解消率（出典：児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査）

## 子どもを性犯罪から守るために

　大阪府では、社会全体で子どもを性犯罪から守ることを基本に、子どもが性犯罪に遭わない、加害者を生み出さない社会の実現をめざし、「大阪府子どもを性犯罪から守る条例」を平成24（2012）年10月に施行しました。この条例では、子どもに不安を与える行為等を規制しているほか、子どもに対する性犯罪を犯して刑期を満了した人への社会復帰支援を行うことなどが定められています。

## 学校における児童・生徒のための「被害者救済システム」

　学校において、児童・生徒が被害者となる事象（教職員による児童・生徒に対するセクシュアル・ハラスメント及び、体罰、児童・生徒間のいじめ等）が生起した際に、課題の解決や児童・生徒の救済を図るためのシステムです。対象校は、府内の公私立小・中学校（義務教育学校を含む）・高等学校・支援学校です。詳しくは、リーフレットをご覧ください。

　→子どもを守る被害者救済システム（令和元（2019）年12月改定版）

テキスト

AI によって生成されたコンテンツは間違っている可能性があります。



大阪府　被害者救済システム　検索

## 子どもの貧困対策

　子どもの将来が生まれ育った環境によって左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備するとともに、教育の機会均等を図るため、平成26（2014）年１月に「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行されました。大阪府では、平成27（2015）年3月に「大阪府子ども総合計画」の事業計画として、同法に基づく「子どもの貧困対策計画」を策定し、行政のみならず、社会全体で子どもの貧困対策に取り組んできました。

　現在、日本の子どもの貧困率（※）は11.5％（令和３（2021）年）となっています。とりわけ、ひとり親家庭では44.5％と依然として高い水準となっています。

　令和５（2023）年12月に策定されたこども大綱では、子どもの貧困対策がライフステージを通した重要事項の一つとして位置づけられ、現在、そして将来の貧困を解消するため、経済的支援や教育支援、就労支援等を進めていくと示されました。また、令和6（2024）年6月には、このこども大綱を踏まえ、子どもの貧困対策の推進に関する法律の題名の変更や、解消すべき子どもの貧困を、法律の「目的」や「基本理念」に明記するなどの改正法が公布されています。

　大阪府では、令和７（2025）年３月に、これらを踏まえた第三次子どもの貧困対策計画（大阪府子ども計画に包含）を策定し、経済的支援や教育支援などの総合的な子どもの貧困対策に取り組んでいます。

　また、子どもの貧困対策を社会全体で進めるという機運を高めるとともに、善意の受け皿として創設した「子ども輝く未来基金（平成30（2018）年創設）」を活用した、子ども食堂等における学習教材の購入支援や、ひとり親家庭の子どもに対する自転車、学習用品、スポーツ用品等の提供なども、引き続き取り組んでいます。

　こどもの貧困は行政のみならず、学校、地域や民間支援機関等とも連携しながら、社会全体で取り組んでいくことが重要です。国や市町村、民間の企業や団体等との連携・協働により、子どもの貧困対策を一層推進していきます。

※貧困率とは、世帯収入から国民一人一人の所得を試算して順番に並べたとき、真ん中の人の所得の半分（貧困線）を下回る人の割合のことをいい、子どもの貧困率は、18歳未満でこの貧困線を下回る人の割合をさします。

**〈法務省　こどもの人権110番〉**

「いじめ」、虐待など、こどもの人権問題に関する専用相談電話です。

●電話番号：0120－007－110（全国共通・通話無料）

●受付時間：平日８時30分から17時15分

　インターネットでの相談も受け付けています。詳しくは

こどもの人権110番　検索

![QR コード

AI によって生成されたコンテンツは間違っている可能性があります。]()